

令和7年度

静岡市放課後児童クラブのご案内

◎入会を希望される方は、次の期日までに入会希望先の児童クラブへ申請をしてください。

◎令和7年度4月以降の入会受付開始は、**令和6年10月1日(火)**からです。

入会希望月	申請期限	選考結果の通知時期
《4月入会》	1次選考：令和6年10月31日(木)まで 2次選考：令和7年1月31日(金)まで	1次選考：令和7年1月末以降 2次選考：令和7年2月末以降
《5・6・9～3月入会》	入会希望月の前々月の末日まで ※ 末日が閉所日の場合はその月の最終開所日まで	入会希望月の前月中旬以降
《7・8月入会》 (夏季入会を含む)	1次選考：令和7年4月30日(水)まで 2次選考：令和7年5月30日(金)まで ※2次選考は、8月1日からの入会になります。	1次選考：令和7年6月中旬以降 2次選考：令和7年7月中旬以降

※期限を過ぎての申請は受け付けません。入会希望月を変更していただく必要があります。

※4月入会、7月・8月入会の選考は1次選考の方が優先となります。

※原則、毎月1日入会となります(夏季入会を除く)。

※希望者多数の場合は入会希望月に入会できない場合があります。

申請前に必ずお読みください

■放課後児童クラブへの入会を希望する児童の保護者は、本案内及び市ホームページ

「令和7年度放課後児童クラブ入会にあたって(申請前に必ずお読みください)」

をご確認いただいたうえで申請してください。

市ホームページはこちら<<https://www.city.shizuoka.lg.jp/p008921.html>>



■申請書類に不備があった場合は、入会選考が行えず入会希望月に入会できません。提出の際には、全ての書類が揃ったことを確認の上、添付及び記入漏れ等がないようご注意ください。

■申請書類の返送は行っておりません。必要に応じて提出前にコピーしてください。

■利用料金を滞納されている場合(きょうだい分を含む)や児童クラブの決まり事を守れない場合は、利用できないことがあります。

■申請書類に記入いただく個人情報は、入会選考等児童クラブの運営管理等に使用するものであり、他の目的に使用することはありません。

1 放課後児童クラブとは

仕事などで昼間家庭にいない保護者に代わり、支援員・補助員が小学校児童を預り育成する事業です。遊び等を通じて児童の自主性・創造性・社会性を高め、児童の安全と健全な育成を目指しています。

2 開所日について

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの月曜日から土曜日

ただし、祝日と年末年始（12月29日から翌年1月3日）は除く。

※土曜日の開所については、別紙「令和7年度放課後児童クラブ事業の変更点」をご確認ください。

3 開所時間について

【学校開校日】

放課後から午後6時まで ※ただし、午後6時から午後7時は延長利用可

【学校休校日（夏・冬・春休み等）】

午前8時から午後6時まで ※ただし、午後6時から午後7時は延長利用可

※災害発生時や児童の安全上必要であると判断される場合は、閉所また開所時間の変更等をする場合があります。

4 対象児童（利用可能な家庭）について

（1）就労等により保護者が放課後家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童

※求職活動中・育児休業中の利用はできません。

（2）その他健全育成の観点から利用の必要がある児童

- ① 保護者が病気療養中
- ② 保護者が祖父母等の介護中
- ③ 保護者が在学中
- ④ 保護者が職業訓練中
- ⑤ 母親が産前産後期間中
- ⑥ その他児童にとって預かりが必要と認められる場合

※「留守家庭」要件で小学校を変更されている方は、放課後児童クラブの利用はできません。

5 入会申請について

（1）申請可能クラブ ※詳しくは市ホームページ「放課後児童クラブ一覧」参照）

- ① 本人が通う学校内にある児童クラブ
- ② 小学校敷地外にある児童クラブ

静大附属静岡小学校を受験予定の方で、受験の結果、希望クラブを変更する場合は、**令和7年1月23日（木）までに必ず子ども未来課へご連絡ください。**

※入会を約束するものではありません。

※期限を過ぎて申し出た場合は、2次選考の対象です。

(2) 申請書類

次の①～③、及びその他該当する書類（④～⑨）を、入会希望児童1人につき1部提出してください。（④～⑨は、兄弟姉妹同時期申請の場合は、写しで構いません。）

【必須書類】

- ① 放課後児童クラブ入会申請書
- ② 放課後児童クラブ入会申請チェックリスト
- ③ 放課後児童クラブ児童調書

【その他該当する書類】

④ 就労証明書	<u>就労中（予定）の保護者・同居者全員</u> ※単身赴任等で別居中の保護者も必要
⑤ 在学証明書（写も可）または学生証（写） 及び在学期間、授業日数、時間割のわかるもの	就学中（予定）の保護者・同居者全員 （申請児童とその兄弟姉妹を除く）
⑥ 診断書（写も可）※期間が記載された診断書の場合、期間内に再度提出が必要となります。	病気療養中の方
⑦ 介護保険被保険者証（写）	要介護認定を受けている方
⑧ 障害者手帳（写）	障害者手帳の交付を受けている方
⑨ 母子手帳（写） （表紙及び出産予定日記載ページ）	産前産後期間中に利用を希望する方

申請書等は、必ず黒のボールペンでご記入ください。鉛筆やシャープペン、消せるボールペンで記入された書類は受け付けできません。また、市ホームページよりダウンロード可能です。

(3) 提出先

入会希望先の児童クラブ

区役所、蒲原支所、児童館での受け付けはしていません。

6 入会決定について

(1) 入会選考については、申請内容・入会希望先児童クラブの状況等を総合的に判断のうえ選考し、入会可否の決定を行うため、**申請をしても入会できない場合があります。**

(2) 入会不承認となった場合、入会資格そのものが喪失するわけではありません。入会希望期間中に、申請された児童クラブで退会者等が出た場合、再度選考の対象となり、年度途中からでも入会できることがあります。そのため、入会の必要がなくなった場合は、必ず「辞退届」を提出してください。再度選考を行った結果、承認となった場合は、入会承認期間から料金が発生します。

7 利用料金について

利用料金は以下のとおりです。(令和6年4月1日時点)

令和7年度に変更する可能性があります。詳細は、利用料金決定後ご案内いたします。

(1) 基本料金※

対象	通常月	8月	3月	夏休み期間
葵区・駿河区 蒲原東・由比地区	9,500 円	14,000 円	12,000 円	17,400 円
清水区 (蒲原東・由比地区を除く)	7,500 円	12,000 円	10,000 円	14,600 円

※「兄弟姉妹同時利用者世帯」や「生活保護世帯」等について、利用料金の軽減制度あり。

- ・在籍児童全員に発生する料金です。
- ・入会した月の1日時点の各世帯の状況をもとに金額を決定します。
- ・世帯の状況により、年度の途中で金額が変更となる場合があります。
- ・月途中の退会や利用日数に応じた日割り計算や返金はいりません。
- ・利用が1日も無かった場合でも利用料金が発生します。

(2) 延長料金

対象	金額
午後6時を超過して 児童クラブを利用した方	100 円/回 (上限 1,000 円/月)

- ・月ごとの利用実績に応じて金額を決定します。

(3) お支払い方法

利用料金のお支払いは、原則「口座振替(引き落とし)」をお願いしています。

その他、利用料金の詳細については、市ホームページをご覧ください。

8 お問合せ先

●静岡市役所 子ども未来局 子ども未来課 児童クラブ係

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号 清水庁舎9階

電話：054-354-2604 FAX：054-352-7731

●各児童クラブ

市ホームページ「放課後児童クラブ一覧」参照